

乙第1号議案

令和4年第5回沖縄県議会(臨時会)議案

(その2)

令和4年9月22日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	訴えの提起について	1

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事件名 埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を不承認とする処分に係る裁決取消請求事件
- 2 事件の概要 沖縄県知事が行った普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を不承認とする処分について、沖縄防衛局長が国土交通大臣に対して行った行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求に係る手続において、国土交通大臣は、令和4年4月8日、当該不承認処分を取り消す旨の裁決を行った。沖縄県知事が、当該裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をすることにより、普天間飛行場代替施設建設事業が遂行され、本県の利益が侵害されるおそれがあることから、那覇地方裁判所に提訴するものである。
- 3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
被告 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
国
- 4 請求の趣旨
 - (1) 国土交通大臣が令和4年4月8日付けでした埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を不承認とする処分に係る裁決を取り消す。
 - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。との判決を求める。
- 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴するものとする。

令和4年9月22日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を不承認とする処分に係る裁決取消請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。